

古墳壁画の保存活用に関する検討会

装飾古墳ワーキンググループ報告書「まとめ」（素案）

○文化財保護の観点からみた装飾古墳

- ・ 史跡に美術工芸品としての側面が多分に加わった存在
装飾部が美術工芸品としての文化財指定を受けているものは高松塚古墳壁画（国宝）のみだが、この特性は壁画古墳（装飾古墳）全般を貫くもの
→ 保存・活用面で、他の史跡と全く同じ土俵で議論しにくい側面がある
→ 磨崖仏等と類似した性質
- ・ したがって、その存在自体が、保存と活用という相反する課題を両立しにくい^{ゆえん}所以ともなっている
- ・ 現地保存の原則の確認

○装飾古墳の保護・研究の歴史

- ・ わが国の史跡保護の歴史、考古学研究の歴史を振り返ると、その比較的初期の段階から、装飾古墳が^{そじょう}俎上に載せられてきた経緯（京大報告、史跡指定の時期）
- ・ 保護策が図られた時期も^{ふる}古いものが多い

○昭和 50 年通知

- ・ 保存優先の思想（基本的にはこの考えは今も変わらない）
- ・ 大規模な公開を前提としない保存施設が各地に設置された（その多くはいまだ現役）
 - 平成 24 年現在の装飾古墳の保存・活用に係る指針づくりは、この現状を理解した上で整理する必要がある
 - ・ 大規模な公開を前提としない既設の保存施設が存在し、短期的にはこれを活用することが前提となる場合
 - ・ 保存施設を新設あるいは大幅改修する場合
 - いずれにも共通するのは、装飾部をはじめとする史跡の保存が最優先されるということ

○装飾古墳の保存・活用に係る環境面のチェックポイント

- ・ 報告書第3章第3節（石室等の保存環境の調整）の概要
 - これを実現するための墳丘の整備や保存施設の設置等の実現
 - 保存施設を新設あるいは大幅改修する際の指針(にもなり得る)
 - 史跡現地で出来ることは最大限努力する
- ・ 日常の管理・有事の際の管理
- ・ 保存管理計画
- ・ 発見時等の扱い
- ・ 補助金メニュー

○二次資料の活用

- ・ 装飾古墳の特性を鑑みれば、当該文化財において二次資料を活用する意義は大きい
 - 二次資料は「単なる実物の代用」ではない，という発想
 - 「保存と活用」は決して相反するものではない，という発想

○情報公開

- ・ 情報公開に積極的な装飾古墳は保存・活用面においても比較的成功している事例が多い，という現状
- ・ 情報公開の多様性，工夫の仕方

○おわりに

- ・ 臨床における判断は「ケースバイケース」であることを確認